

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示
 - 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定
 - 建設業者の変更登録
 - 土地改良区の定款変更の認可
 - 土地改良事業の認可
 - 装蹄師の免許
 - 土地改良区の設立の認可
 - 家畜人工授精師の免許

告示

- 豚コレラ予防注射の実施
- 選挙管理委員会の招集
- ◆通告 児童福祉法による被返還者不明の金品についての公告

鳥取県告示第四百四十号
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同法第二項の規定により告示する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石破二朗

診療科名 呼吸器科 理由 廃止年月日

内科、小兒科 開設者の死亡のため

昭和三十五年十月二十六日

久能寺診療所

八頭郡郡家町大字久能寺七一二

内科

医師の転出のため

昭和三十六年三月三十一日

中山医院

大字郡家六三〇

内科、小兒科

診療所移転のため

昭和三十六年五月十四日

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、殿河内土地改良区の定款変更を昭和三十六年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧期間
昭和三十六年八月四日から二十日間とする。

申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認め

登録番号	名 称	營業所の所在地	申請者氏名	摘要	要
(^ヘ)第三七号	八頭土木建築(有)	八頭郡郡家町郡家	(新) 藤田昌男		
〃 第五十九号	因伯建設(有)	(旧) 八頭郡河原町大字佐貫一、(新) 八頭市東品治町八〇ノ一、(新) 中山孫市(出張所設置)、(旧) 中山しづ子(八頭郡河原町大字佐貫一)、(新) 山野豊美			
		一一二			

鳥取県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生令第三十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日	名 称 所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和三十六年五月二十六日	中山医院分院	八頭郡郡家町大字久能寺七二一	内科、小児科、中山喜美雄
六月一日	船木歯科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一、九二〇	歯 科
四月二十五日	上田	鳥取市西町一丁目四五四	船木 享
			放射線科
			上田 務

鳥取県告示第四百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年七月二十六日変更登録した。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百四十九号
畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づく。

き、豚の所有者に對して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年八月四日

実施の目的 豚コレラ予防のため

免許証番号	申請者名	生年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗	登録番号	申請者名	生年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗
五四七	牛	昭和一六、一二、二七	鳥取県日野郡江府町字貝田	六四	森田 充	昭和一六、一二、二七	鳥取県日野郡江府町字貝田
五四八							昭和三五、三、五

鳥取県告示第四百四十八号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。
昭和三十六年八月四日

業務を行ふ家畜の種類	住 所	資格取得月日
牛	鳥取県日野郡江府町字貝田	野口光徳

鳥取県告示第四百四十五号

昭和三十六年二月二十七日付けで大灘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗きよ排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年八月四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡大栄町大字瀬戸 大灘土地改良区事務所

鳥取県告示第四百四十六号

昭和三十六年六月二十四日付けで氣高郡氣高町大字富吉村上國太郎ほか十四人の者から申請のあつた五ヶ井手

鳥取県告示第四百四十七号

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）第一条の規定により、次のとおり装蹄師の免許を与えた。

昭和三十六年八月四日

三 縦覧に供する場所

氣高郡氣高町役場

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計畫及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

現金	現金	腕時計	金品類の種類
		男物	種類
		一箇	数量
三、一〇三円	一三、〇五七円		形狀
一百千円 硬紙幣 貨幣	一千円 硬紙幣 貨幣	クローム側鎖バ ンド付中三針	形状
三一枚枚	七五三枚枚		
のバス昭和三十六年四月下旬上井駅浜村駅間の列	昭和三十六年九月上旬の午後六時頃鳥取地 方裁判所前道路上に停車中の所有者不明の大 型トラック運転台より窃取したもので鳥 取警察署長から通告	児童が金品を所持するにいたつた事由	保管場所
座席が東伯郡東郷町大字北福地区内進行中	車中から所有者不明の現金を窃取したもの	鳥取市片原一丁 中央児童相談所	
倉吉児童相談所	倉吉市仲ノ町 倉吉児童相談所		

二 実施の区域 県内全域
 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
 豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内の
 ものを除く。

四 実施の期日

昭和三十六年八月七日から九月六日までの期間各豚

舍巡回注射

五 注射の方法

豚コレラ予防液皮下注射

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十六年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとお
り招集する。

昭和三十六年八月四日

鳥取県選挙管理委員長 福光正義

一日 時 昭和三十六年八月八日 午前十時

昭和三十六年八月四日

鳥取県知事 石破二朗

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十
四号）第三十三条により、一時保護をえた児童の所持
していたものであるが、この金品について返還請求権を
有する者は、公告の日から一年以内に申し出られたい。

公 告

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
 三 議題 公明選挙常時啓発事業計画について